

日本経団連の考え方

2007年10月12日

日本経団連経済第二本部

1. 審判制度の在り方について

公取委の審判を廃止し、公取委の行政処分に対する不服申立ては裁判手続に委ねるべき。

2. 課徴金と刑事罰の在り方について

課徴金と刑事罰の二重構造は非効率であり、罪刑均衡の観点からも、現行の仕組みは問題。課徴金と刑事罰の関係について整理すべき。

3. 課徴金の対象範囲の拡大について

地方経済の維持・中小企業保護・消費者保護の観点から、不当廉売など不公正な取引方法について対応が必要。

まずは、公取委の法運用上の問題点について見直した上で必要があれば、予見可能性の観点から、不公正な取引方法全体の在り方の見直しも含めて検討すべき。

以上 1

改正独禁法と経団連案の比較

	改正独禁法	今後の課題	経団連案
課徴金算定率	大企業：6%→10% 中小企業：3%→4%		一般的な見直し(課徴金の加減算、制裁の一本化、審査・審判手続適正化)と併せて検討
課徴金の加減算	繰返し違反行為を行った場合5割増 違反行為を早期にやめた場合2割減	制裁の在り方(課徴金への一本化または課徴金と刑事罰の振り分け)について2年以内に検討する旨、附則で規定	【加算要素】・再犯や長期の違反行為の継続 ・主導的立場 ・調査妨害 ・極めて高い経済的利得の実証 【減算要素】・調査協力 ・コンプライアンスへの取組み ・主導的立場でないこと ・極めて低い経済的利得の実証 ・立入検査前に違反行為からの離脱
課徴金と罰金の調整	罰金額の半分を課徴金額から控除	制裁のあり方の検討の中で2年以内に検討する旨、附則で規定	法人制裁は課徴金に一本化、または、選択的適用
課徴金の対象拡大	数量・価格・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占、購入カルテルに拡大		私的独占、購入カルテルに拡大することは反対
措置減免制度	3番目の申請者(立入検査後も可)まで減免		立入検査前の申請者は全員(同時申請も可)
審判の見直し	審査官の主張の途中変更禁止(被審人に不利益な場合) 審判官の増員(5→7人)部分は弁護士の任期付任用での対応を検討	左記事項以外の課題についても、法施行までに審査・審判規則の見直し(検討にあたっては経済界との意見交換の場を設けて協議) 審査・審判のあり方について2年以内に検討する旨、附則で規定	審判における対審構造の確保 審判官の独立の確保 事実認定は審判官が行うこととする 審判官の大半を判事経験者とする
審査の見直し	規則等の改正で対応を検討(留置書類の謄写、立入検査時の被疑事実及び適用法令の明示等) 犯則調査部門と行政調査部門との間のファイアウォール		立入検査・審尋手続の適正化 例えば・提出前の書類の謄写 ・立入検査時の被疑事実及び適用法令の明示 犯則調査部門と行政調査部門との間のファイアウォールを法律上明確にすること
公共調達制度の見直し	公共工事事品質確保法(議員立法)	入札談合等関与行為防止法の改正	公共調達制度の見直し、入札談合等関与行為防止法の見直し ダンピング防止のための適切な措置
不当廉売・優越的地位の濫用への対応		制裁のあり方の検討の中で2年以内に検討する旨、附則で規定	不当廉売・優越的地位の濫用防止の適切な措置
その他	課徴金の算定期間3年は現行通り 排除措置期間1年→3年に延長	指名回避の撤廃・指名停止措置の見直し、違約金の算定基準の創設等につき、政府で検討	課徴金の算定期間3年→4年に延長は反対 排除措置期間1年→3年に延長は反対 課徴金から違約金を控除

独禁法基本問題懇談会について

平成17年改正独占禁止法附則第13条

政府は、この法律の施行後2年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

衆議院経済産業委員会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抜粋) (平成 17 年 3 月 11 日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- ニ 本改正の施行後二年以内に所要の措置を講ずるため行われる検討に際しては、委員の構成を含め広く国民各層の意見が適切に反映されるよう十分配慮するとともに、詳細な議事録の公表を原則とする等その透明性の確保に努めること

参議院経済産業委員会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抜粋) (平成 17 年 4 月 19 日)

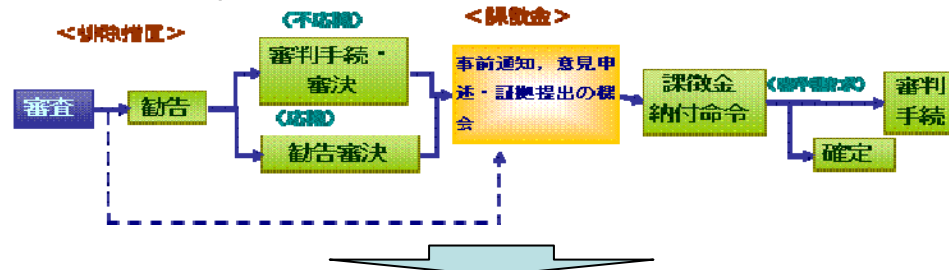
公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

- 六 本法施行後二年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

公正取引委員会の審判の廃止①

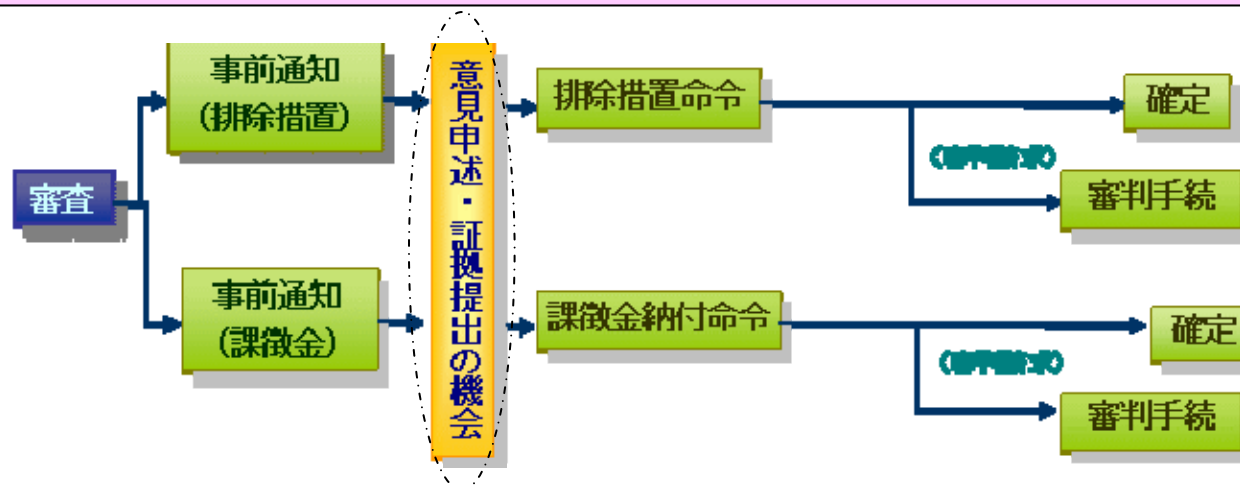
— 改正法における審判手続の流れ —

【旧法における審判手続(事前審判制度)】



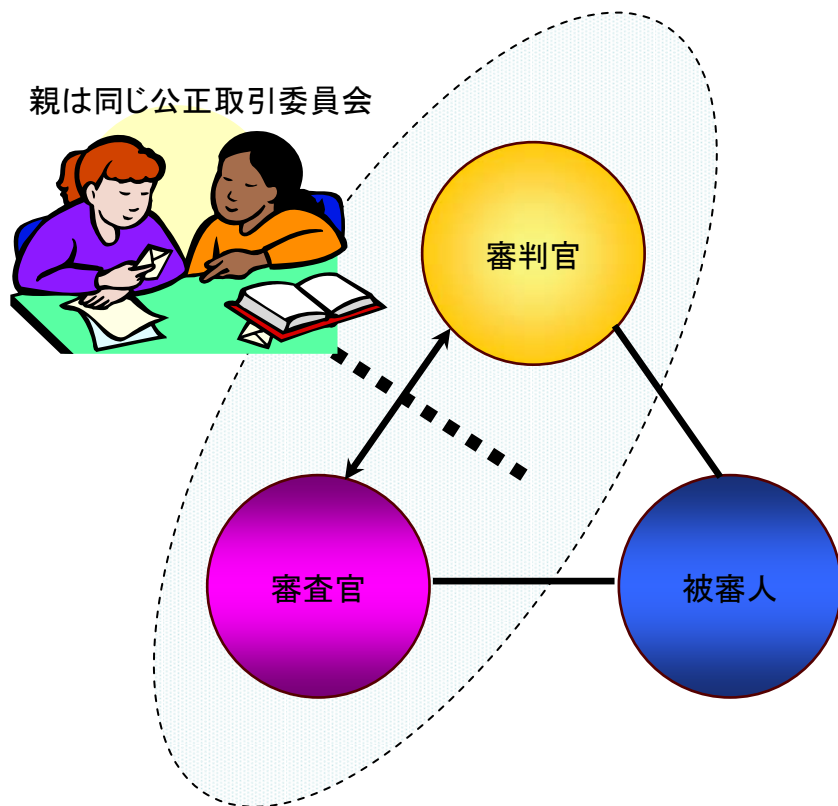
【改正法における審判手続(事後審判制度)】

- ✓ 勧告制度が廃止され、意見申述等の機会の付与といった「簡単な事前手続」を経た上で、公取委が違反行為があると判断すれば、「いきなり正式な処分」である排除措置命令を下し、事業者が異議があれば後で争う、という仕組みに変更になった。
- ✓ しかも、審判で争っている間も、課徴金納付命令は失効(あるいは効力が停止)しないため、高率の遅延損害金が課される。



公正取引委員会の審判の廃止②

—公取委という同じ組織の下に置かれている審査官と審判官の
ファイア・ウォールの強化は、根本解決にはならない—



✓ いわゆる「シロ審決」(審査終了の段階で違反行為ありとされた事件で、審判において違反行為なしとされた案件)は、昭和40年以降、たった2件しかない。

・三菱電機ビルテクノサービス事件(公取委平成6年7月28日審決)

・技研システム事件(公取委平成12年8月8日審決)

* 不当な排除勧告により指名停止を受け、倒産。

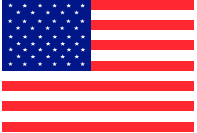

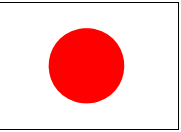
✓ 公取委には、「実質的証拠の原則」(裁判では、公取委の専門的判断が尊重され、審判審決の事実認定については実質的証拠があるときには裁判所を拘束する)が働く。公取委の審決が、実質的証拠がないとして、東京高裁によって取り消された例は、これまで数件しかない。

・東宝・新東宝事件(東京高裁昭和28年12月9日判決)

・東洋精米機製作所事件(東京高裁昭和59年2月17日判決)

公正取引委員会の審判の廃止③

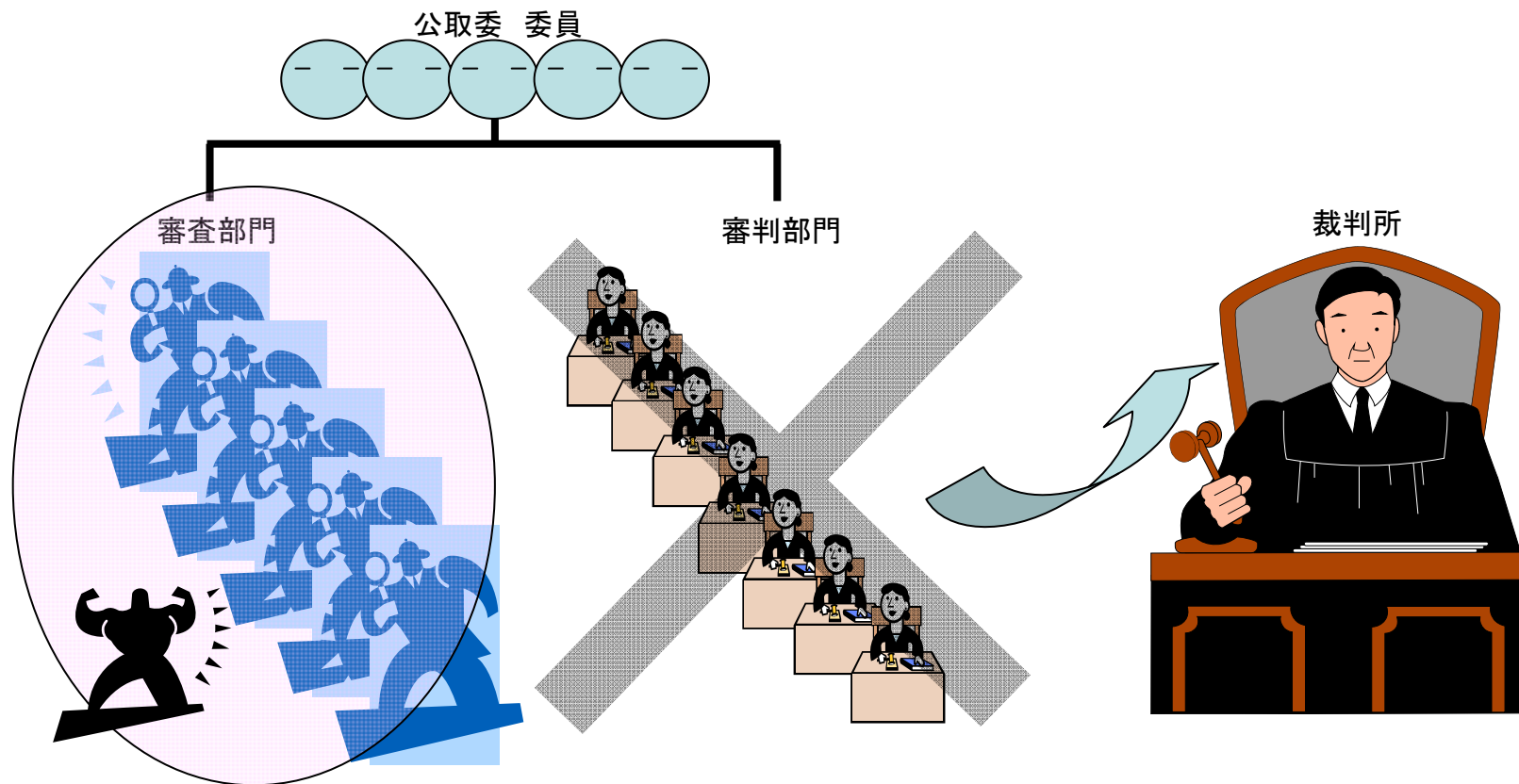
— 独占禁止法の行政処分における、事前聴聞手続と不服審査の日米欧比較 —

	聴聞手続	聴聞をする者とその独立性	不服審査を行う機関	裁判段階での第一審の省略	審判審決の事実認定が裁判所を拘束するか(実質的証拠法則)
 アメリカ	処分前	行政法判事 (連邦公正取引委員会から独立)	連邦控訴 裁判所	省略される	拘束する
 EU	処分前	ヒアリングオフィサー (調査担当部門から独立)	欧州第一 審裁判所	省略できない	拘束されない
 日本(従前)	処分後 処分前には意見申述、証拠提出機会のみ	審判官 (公取委事務総局に所属し、公取委に指名される)	公取委(審判) その後、東京高裁専属管轄	省略される	拘束する
日本経団連の提案	行わない	(聴聞は行わず裁判所において事実認定)	裁判所	省略できない	拘束されない

公正取引委員会の審判の廃止④


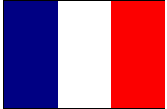

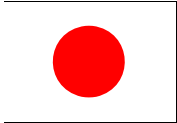
— 経団連の提案 —

- ▶ 公取委が、審査・審判の両方を兼ねることへの不信感を払拭するため、公取委による審判を廃止し、公取委は、違反事件の摘発に全力投球すべき。
- ▶ 公取委による行政処分への不服申立ては、裁判手続に委ね、事実認定は裁判所が行う。



適正手続の保障

— 法治国家として恥ずかしくないデュー・プロセスの整備が必要 —

	供述記録の方法	供述記録・コピーの交付	自己負罪拒否特権	弁護士立会	Attorney-client privilege
 イギリス	全て録音。訂正はテープおこしの記録に別添する	認められる ○	あり ○	認められる ○	あり ○
 フランス	要約を記述。供述者の署名要。尋問段階で答えられない場合は追補可	認められる ○	あり ○	認められる ○	あり ○
 ドイツ	逐語ではないが全体を記録。区切りごとに内容を確認・訂正し供述者が署名	認められる ○	あり ○	認められる ○	あり ○
 日本	審尋調書・供述調書に供述人が押印を拒否した場合にはその旨を記録	認められない ×	なし ×	認められない ×	なし ×

課徴金の法的性格の明確化

➤ 昭和52年 課徴金制度の導入時

【国会衆議院商工委員会(昭和50年6月3日)植木総務長官答弁】

課徴金は、違法なカルテルによって得られた経済上の利得を納付させるための行政上の措置(不当利得の剥奪)であります。制裁的な効果を持つことは否定できませんが、行政罰ではございません。

➤ 平成3年 課徴金算定率の引上げ(2%→6%)時

【国会衆議院商工委員会(平成3年3月13日)梅澤公正取引委員長答弁】課徴金は、カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為の抑止を目的とする行政措置・・・制裁等を目的といたします刑事罰とは明らかに異なるものでございます。・・・五十二年に創設されました現在の課徴金の法的性格は、今回の改正案においてもいささかも変わっていないことを申し上げたいと思います。

➤ 平成17年 課徴金算定率のさらなる引上げ(6%→10%)時

【国会衆議院経済産業委員会(平成17年4月14日)竹島公正取引委員長答弁】(課徴金の性格付けについて)従来の不当利得にとどめるという考え方はこの際やめました・・・不当利得相当額以上のものに金銭上の不利益をします、こういうふうに変えさせていただきました。それはイコール、その課徴金の行政としての制裁性を強めました・・・。

【公取委作成「独占禁止法改正(案)の考え方(平成16年5月19日)】課徴金引上げの根拠:不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組み(「行政上の制裁」)

課徴金の法的性格について、曖昧な説明は止めて、この際、「行政上の制裁」であることを明確化すべき。

課徴金と刑事罰の併科の解消

- 独禁法違反行為について、法人に対して行政上の措置である課徴金(制裁金)と刑事罰の両方を科している国は日本のみ。諸外国は、課徴金(制裁金)もしくは刑事罰のいずれかに一本化。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	米国
行政処分	○ * 課徴金	○ * 制裁金	○ * 制裁金	○ * 過料	○ * 制裁金	×
刑事罰 (法人)	○	×	×	×	×	○